

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(10)

令和元年12月19日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	宮部 龍彦
本訴被告(反訴原告)	三品 純

第1 原告準備書面14に対する反論

1 「1 従前の主張の整理」について

争う。

そもそも、被告らが訴状別紙目録3の「部落解放同盟関係人物一覧」を掲載した事実はない。「同和地区.みんな」も「同和地区.com」も、被告らが掲載に関わっているとの原告らの主張は原告らの想像に過ぎず、証拠はない。

被告準備書面(5)6～7頁で述べた通り、「同和地区.みんな」はほとんどが被告ら以外によって編集されており、「部落解放同盟関係人物一覧」については、投稿記録や記事の体裁から被告ら以外の人物によるものであることが明白である。

被告準備書面(5)27～33頁で述べた通り、ウィキはプロバイダ責任制限法

の特定電気通信設備に該当するもので、原告らも含めて、誰もが編集できるものであるし、「同和地区.com」の編集についてはむしろ解放同盟内部の人間が関与した可能性が高い。

被告らの主張立証活動自体を根拠に、「部落解放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通している」から被告らが行ったという趣旨の原告らの主張は、被告らの主張立証活動に対する妨害である。被告らは原告解放同盟から訴えられている立場なのだから、対抗的な主張をするのは当然のことであるし、部落解放運動についての知識の多くは、訴訟提起後の調査活動や、「同和地区.com」に書き込まれた内容から得られたものである。

2 「2 相当因果関係が認められること」について

争う。

(1)～(2)で挙げられている事例は、本件とは全く異なるものである。

「同和地区.みんな」は当初から同和地区の特定を目的としたサイトであって、ミラーサイト(同和地区.com)を含めて、「部落解放同盟関係人物一覧」のような個人情報 の 列 挙 や、個人を誹謗中傷する内容の掲載は被告らが予見できたことではない。

ウィキ形式で不特定多数により同和地区を特定するというアイデアは確かに被告宮部が初めて考案したものである。しかし、表現行為や発明・発見について、それが社会に与える影響について全て考案者が責任を負わなければならないとするのは、「相当因果関係」という概念を超えたものである。

また、インターネットが登場する以前から同和地区を特定する書物は繰り返し出版されているし、それらによって原告らに損害が生じているという証拠はない。

- 3 「3 「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上での掲載行為に対する司法的制裁が必要不可欠であること」について争う。

民事事件において、「司法的制裁」なる概念は存在しない。例えば、最高裁判所は外国裁判所による懲罰的損害賠償の適用を否定している(平成9年7月11日 最高裁判所第二小法廷判決 民集 第51巻6号2573頁)。

従って、原告らは法律上の根拠がない独自の主張をしているに過ぎない。

第2 令和元年10月31日付請求の趣旨拡張申立書に対する反論

1 趣旨

原告の請求を棄却するとの判決を求める。

2 「第2 請求の拡張の理由」に対する反論

(1) 1について

1ないし3段落目までは認める。

4段落目については否認する。憎悪を募らせたことはなく、また原告らが指摘する行為は嫌がらせではなく、訴訟の遂行に必要な調査のための正当な行為である。

(2) 「2 原告片岡明幸に対する行為」について

ア 「(1)」について

自ら片岡明幸らに電話をかけツイッターで報告した事実は認める。茶化したり、いたずら電話などをかける行為を推奨したりしたことは否認する。

ネットに掲載された情報は全て鵜呑みにはできないところ、「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された情報が真実であるかどうかを確認するために、その手段として電話したものである。

イ 「(2)」について

片岡明幸の親族が営んでいる食肉販売店に訪れたこと、そのことを各保全抗告審に係る主張書面に記載したものを公開したことは認める。ただし、その食肉販売店について、それを知らない者が具体的に特定できる形では公開していない。

片岡明幸の親族が営んでいる食肉販売店は現地に行ってようやく特定できたことであるから、そもそも承諾する間はなく「無承諾」との指摘はあたらない。なお、単に訪れただけでなく、客として「テイルスープ」を購入している。

ウ 「(3)」について

認める。

エ 「(4)」について

不知。

オ 「(5)」について

認める。

(3) 「3 原告西島藤彦に対する行為」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

否認する。

(4) 「4 原告藤川正樹に対する行為」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

認める。

ウ 「(3)」について

認める。

(5) 「5 被告らの行為が不法行為に該当すること」について

争う。

原告らの陳述書は閲覧制限されておらず、誰でも裁判所で閲覧できるものであってプライバシーにはあたらない。また、原告らは裁判の特設サイト「stop-burakuchousa.com/」(乙253, 254, 255, 256)を開設し、裁判の存在を広め、多くの人の関心を惹こうとしていることが認められる。本件訴訟の口頭弁論は最も大きな法廷で行われ、原告らの動員により毎回傍聴券が配布される状況であり、被告らも事実上衆人に晒されて裁判を行っている状況である。特に原告解放同盟は会員数数万人を擁する組織であるし、原告らは被告らの顔写真を配布することまで行っている(乙549)。組織として事実上不特定多数と情報を共有できる立場である原告らが、被告による情報発信を制限しようとするのは、極めて不公平である。

原告片岡と原告藤川について被告らが「差別主義者」と書面に記載することは、正当な意見の表明であって名誉毀損ではない。また原告片岡と原告藤川らが「差別主義者」で「部落であることを広めている」ことは事実であ

る。「差別されない権利」なるものを主張して出版物を発禁にする根拠が、血筋であれ、地縁であれ、紙一枚で何とでもなる本籍地であれ、原告らが何の努力もせずに手に入れた「被差別部落出身者」という身分であるなら、差別主義者という言葉は適当であろう。そのことを、被告らが公益目的で示しているのだから名誉毀損ではない。

なお、「4 原告藤川正樹に対する行為」の「(3)」については、原告藤川死亡後のことであり、相続人には原告適格性がない。また、被告宮部は転籍した本籍地が原告藤川の住所であることは述べておらず、戸籍謄本は転籍完了後に原告宮部の人格権に属する事項として公表したものであり、原告藤川とは無関係である。また、本訴において原告らが本籍地を根拠に「被差別部落出身者」を主張していることは極めて差別的であり、誤った風評被害を世の中に広めていることから、実際に「被差別部落出身者」を自称している者が部落であると主張する場所に容易に転籍できることを示すことは、これ以上ないほど原告らの誤りを証明する極めて分かりやすい方法である。他にもっといい方法があるというのなら、原告らが示すべきである。これはまさに表現の自由の範疇であり、部落差別を助長する誤った風評を解消するために、公共の利益に適っている。また、原告藤川の住所地に転籍することが不法行為というのであれば、転籍を認めたのは伊勢原市長であるのだから、被告を誤った訴えである。

以上